

処遇改善加算の支給方法

社会福祉法人 山鹿むつみ福祉会

1. 賃金改善の基本方針

加算により得られる収入は、全額を職員の賃金改善に充当します。

月額賃金改善要件 I を満たすよう、毎月支払う賃金(固定手当)に重点的に配分します。

経験・資格・勤務時間等を総合的に勘案し、適正に配分します。

2. 月額賃金改善要件 I への対応

令和 6 年度の制度に基づき、新加算IV相当額の 2 分の 1 以上を毎月支払われる手当に充当しています。

(当事業所の対応)

・毎月固定の処遇改善手当の支給により、要件を満たしています。

3. 対象職員

- ・介護職員
- ・看護職員
- ・機能訓練指導員
- ・介護支援専門員
- ・その他、事業運営に関わる職員

※配分割合は職種・勤務形態・勤務時間に応じて決定します。

4. 具体的な支給方法

(1) 毎月支給分

- ・処遇改善手当(月額固定)

(2) 一時金分

処遇改善余剰金がある場合、年度末支給

5. 配分基準

以下の事項を考慮します。

- ・当法人の勤務経験年数が10年以上の介護福祉士
- ・勤務時間数(勤務時間割合により按分)

6. キャリアパス要件への取り組み

- ・職位・職責に応じた任用基準の明確化
- ・年間研修計画の策定・実施
- ・人事評価制度の整備
- ・賃金体系の整備
- ・ICT活用による業務効率化

7. 職場環境等要件への取り組み

- ・ICT機器の活用(記録業務の効率化等)
- ・ハラスメント防止体制の整備
- ・育児・介護との両立支援
- ・健康管理の推進
- ・業務改善会議の実施